

令和5年度における重点立入業種の選定について

令和5年5月30日
公正取引委員会

令和5年3月1日、公正取引委員会は、「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（以下「令和5年アクションプラン」という。）を策定し、適正な価格転嫁の実現に向けて、更なる取組方針を取りまとめた。

本日、公正取引委員会は、令和5年アクションプランに基づく取組として、令和4年度における下請法上の「買ったたき」の処理状況等を踏まえ、令和5年度の下請法上の重点立入業種として、情報サービス業、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の5業種を選定した（別紙参照）。

公正取引委員会は、今後、これらの業種について重点的な立入調査を実施していく。重点的な立入調査を通じて、親事業者と下請事業者との間で協議を経ない取引価格の据置き等が認められた事案については、下請法上の勧告又は指導を迅速かつ積極的に実施する。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
	電話 03-3581-3373（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

令和4年度における下請法上の「買ったたき」913件の処理状況

製造業に対する処理件数の内訳		
業種	件数	割合 (%)
金属製品製造業	79 (64)	23.2 (19.9)
生産用機械器具製造業	63 (57)	18.5 (17.7)
輸送用機械器具製造業	39 (32)	11.4 (9.9)
その他	160 (169)	46.9 (52.5)
合計	341 (322)	100

製造業以外に対する処理件数の内訳		
業種	件数	割合 (%)
道路貨物運送業	173 (155)	30.2 (28.5)
情報サービス業	58 (63)	10.1 (11.6)
その他	341 (326)	59.6 (59.9)
合計	572 (544)	100

(注1) ()内は前年度の件数及び割合。

(注2) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」の策定について

令和5年3月1日
公正取引委員会

(略)

第2 下請法の執行強化等

1 重点的な立入調査の実施

公正取引委員会及び中小企業庁は、令和4年5月31日、令和3年度における下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、下請法上の重点立入業種として、道路貨物運送業、金属製品製造業、生産用機械器具製造業及び輸送用機械器具製造業の4業種を選定した。公正取引委員会は、令和5年2月末までに、168件の重点的な立入調査を実施した。

今後、公正取引委員会は、令和4年度における下請法違反被疑事件の処理状況等を踏まえ、令和5年5月を目途に令和5年度の下請法上の重点立入業種を選定し、重点的な立入調査を実施する。重点的な立入調査を通じて、協議を経ない取引価格の据え置き等が認められた事案については、下請法上の勧告又は指導を迅速かつ積極的に実施する。

(略)